ニ　法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（⑴において「特定債券利子等」という。）　債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

⑴　その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額ロに規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

⑵　⑴に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四　関連者　法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次項第二号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五　非関連者　法人に係る関連者以外の者をいう。

六　控除対象受取利子等合計額　当該事業年度の受取利子等の額の合計額を当該事業年度の対象支払利子等合計額の当該事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七　受取利子等　法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

第六十六条の五の二第三項を削り、同条第四項第一号中「当該法人」を「法人」に、「関連者純支払利子等の額が千万円」を「対象純支払利子等の額が二千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係（一の内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の特定資本関係」という。）又は一の内国法人との間に当事者間の特定資本関係がある内国法人相互の関係をいう。）のある他の内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日を含む当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。）の当該事業年度に係るイに掲げる金額が当該内国法人及び当該他の内国法人の当該事業年度に係るロに掲げる金額の百分の二十に相当する金額を超えないとき。

イ　対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

ロ　イに掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額

第六十六条の五の二第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「超える部分」を「部分」に、「から第八項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）の」に改め、同項第一号中「及び第四項第二号の関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同号ロ中「関連者等に対する支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項第二号中「、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額」を「及び第三項第一号の対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第六十六条の五の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項第一号」に改め、同条第三項中「に当該超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に改め、同条第四項中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第八項中「に当該超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「、修正申告書又は更正請求書に当該超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

第六十六条の五の三第九項を削り、同条第十項中「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第一項から第八項まで及び前項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とする。

第六十六条の六第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二項第二号イに次のように加える。

⑶　外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

⑷　特定子会社（前項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社（当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。⑷及び⑸において同じ。）によってその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

⑸　その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の六第二項第二号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

⑴　各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。⑵において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。⑵において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。